

ライセンス付与サービス利用規約

第1条（本規約の適用）

LINE WORKS株式会社が提供する「LINE WORKS」とその名称（LINE WORKS株式会社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします。）のサービス（以下「LINE WORKS」といいます。）に係るLINE WORKS株式会社の一次代理店である株式会社システムフォレスト（以下「当社」といいます。）が提供するライセンス付与サービス（第2条第1号参照）は、このライセンス付与サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき提供されます。なお、当社が指定する二次代理店（以下「二次代理店」といいます。）がライセンス付与サービスの提供者となり（契約当事者は、契約申込書（第7条1項参照）にて定められます。）、かつ当該二次代理店が本規約を準用する場合は、本規約の「当社」は当該二次代理店と読み替えるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

（1）ライセンス付与サービス：当社がライセンス付与サービスとの名称（当社がその名称を変更した場合は、変更後の名称とします。）で提供するサービスで、本契約者に対して1又は複数の本ライセンスを付与することを内容とするものをいいます。

（2）本契約：当社からライセンス付与サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。

（3）本契約者：当社と本契約を締結した者をいいます。

（4）本ライセンス：本規約に基づき当社が本契約者に対して付与するもので、本契約者が、本規約に定める利用料金を支払うほかは、LINE WORKS株式会社への別途の料金の支払を要することなく、LINE WORKSをサービス利用契約に定める条件に基づき、サービス利用契約の契約期間中継続的に利用することができる権利をいいます。

（5）利用料金：ライセンス付与サービスに係る利用の対価をいいます。

(6) サービス利用契約：本契約者が本ライセンスを用いてLINE WORKS株式会社からLINE WORKSの提供を受けるための契約で、本契約者とLINE WORKS株式会社との間で締結される契約をいいます。

第3条（本規約の変更）

当社は、本契約者の承諾を得ることなく、また本契約者への事前の通知又は周知を行うことなく、本規約を変更することがあります。この場合ライセンス付与サービスに係る利用条件は、変更後の本規約によります。

第4条（ライセンス付与サービスの内容等）

1. 当社は、本規約に基づき、本契約者に対して本ライセンスを付与します。

2. 本契約者が、前項に基づき付与された本ライセンスを利用して、LINE WORKS株式会社から、LINE WORKSの提供を受けるためには、当社所定の手続に従い、別途LINE WORKS株式会社との間でLINE WORKS株式会社の定める条件に基づくサービス利用契約を締結することが必要です。

なお、本契約者がLINE WORKSを利用するためのサービス利用契約は、本契約者とLINE WORKS株式会社との間で直接成立するものであり、当社は、本契約者とLINE WORKS株式会社との間のサービス利用契約に関する事項については一切責任を負いません。

第5条（本契約の単位）

当社は、1の申込みごとに1の本契約を締結します。この場合において、本契約者は、1の本契約につき1人に限ります。なお、本契約者は1つの本契約で複数のライセンス付与サービス（以下ライセンス付与サービスの単位を「アカウント」といいます。）をお申込みいただけます。

第6条（LINE WORKS）

1. 当社は、LINE WORKSについて、動作保証、品質保証を含め、その正確性、有用性、完全性その他サービス提供の継続等について何らの保証もしません。

また、LINE WORKSの利用に関して本契約者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

2. LINE WORKS の仕様によっては、利用端末の動作が不安定になり、又は本契約者の位置情報若しくは利用端末に登録された情報などが、インターネットを経由して外部に送信され、第三者に利用される可能性があります。

第 7 条（本契約の申込み）

本契約の申込みを行おうとする者（以下「本申込者」といいます。）は、本規約の内容に承諾の上、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を記載した当社所定の申込書（以下「契約申込書」といいます。）を提出するものとします。なお、契約申込書が当社に提出された時点で、申込者は本規約の内容を承諾したものとみなします。

- (1) 本申込者の名称及び住所
- (2) 申込みを行うアカウント数
- (3) その他当社が指定する事項

2. 当社は、前項に基づき提出された契約申込書記載の内容を確認するための書類の提示又は提出を本申込者に求める場合があります、この場合、本申込者はこれに応じるものとします。

第 8 条（本申込みの承諾）

1. 当社は、前項に基づく本契約の申込み（以下「本申込み」といいます。）を承諾する場合は、その旨を本申込者に通知します。当該通知の時点で本申込者と当社との間に本契約が成立するものとします。

2. 当社は、本申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、本申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書の記載内容に虚偽又は不備があるときその他本申込みに瑕疵があるとき。
- (2) 本申込者が、日本国法に基づき設立された法人でないとき、又はその主たる事務所が日本国内にないとき。
- (3) 本申込者が、第 15 条に定める利用料金その他の債務（本契約に基づく債務に限られず、また、当社がその債務に係る債権を第三者に譲渡したときは、当該譲渡後の債務を含みます。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 本契約又は当社との間の他の契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(5) LINE WORKS株式会社の定める基準等に合致せず、又は合致しないおそれがあるとき。

(6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(7) その他当社が本契約者として不適切と判断したとき。

3. 本ライセンスに基づくLINE WORKSの提供開始日は、LINE WORKS株式会社とのサービス利用契約の内容に従います。

第9条（変更の届出）

1. 本契約者は、本契約者の名称、住所、電話番号等（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合は、速やかに変更後の登録情報を当社に届け出るものとします。なお、登録情報に変更があったにもかかわらず、当社に変更の届出がないとき（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）は、本規約に定める当社から本契約者に対する通知については、当社が本契約者から届出を受けている名称、住所等への通知をもってその通知を行ったものとします。

2. 当社は、前項に基づき届出のあった変更内容を確認するための書類の提示又は提出を本契約者に求めることができるものとし、この場合、本契約者はこれに速やかに応じるものとします。

第10条（本契約者の義務）

1. 本契約者は、ライセンス付与サービスの利用に当たっては、LINE WORKS株式会社が定めるサービス利用契約の内容に同意しなければならないものとします。

2. 本契約者は、ライセンス付与サービスの利用に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

(1) 当社若しくは第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(2) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為

- (3) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある 行為
- (6) ライセンス付与サービスの提供に支障を与え、若しくはその運用を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (7) 第三者に対し本ライセンスの配布、再販売、貸与等をする行為
- (8) その他当社が不適切な行為として別途指定する行為

第 11 条（契約内容の変更）

1. 本契約者は、当社との間で締結した本契約の内容の変更を希望するときは、当社所定の方法により 本契約内容の変更の申込みを行うものとします。
2. 前項の申込みがあったときは、第 7 条及び第 8 条の定めを準用します。

第 12 条（本契約者が行う本契約の解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ 10 営業日前までに、当社所定の方法により、その旨を通知することにより、本契約の全部又は一部（ただし、当社が認める範囲に限ります。）を解除することができます。ただし、本契約者は、本契約の残期間分の利用料金の返還を請求できないものとします。

第 13 条（当社が行う本契約の解除等）

1. 当社は、本契約者が本規約に違反したと認めるときは、当社が相当と判断する期間を定めて当該違反を是正するよう催告を行なうものとし、当該期間内に違反の是正がなされなかった場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると判断したときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求すること ができるものとします。
 - (1) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。

(2) 本規約の定めに違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後本契約者において違反を是正してもなおライセンス付与サービスを利用させることが不適当であるとき。

(3) 契約申込書記載の内容が事実と反していることが判明したとき。

(4) 第 10 条第 2 項又は第 26 条に違反したとき。

(5) 第 18 条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、ライセンス付与サービスの提供が停止された場合において、当該事由が直ちに当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。

(6) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。

(7) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。

(8) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。

(9) その他本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

3. LINE WORKS についてのサービス利用契約が終了したとき（その終了に係る理由を問いません。以下同じとします。）は、本契約に基づく LINE WORKS に係る本ライセンスの付与も当該時点で自動的に終了するものとします。

4. 本契約者が LINE WORKS 株式会社との間で締結した LINE WORKS に係るサービス利用契約の全てが終了した場合において、当社がその事実を確認したときは、当該確認日の属する月の末日をもって、本契約は終了するものとします。

5. 当社が本条に基づき本契約を解除する場合、残期間分の利用料金について返還を行わないものとします。

第 14 条（譲渡等の禁止）

本契約者は、本規約に基づく権利義務の全て又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

第 15 条（利用料金）

1. 利用料金は年額とし、その金額は別途定めるものとします。

2. 本契約者は、利用料金を、次項に定める条件に従い、当該利用料金に加算される消費税相当額とともに、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに当社指定の方法によって支払うものとします。
3. 年額の利用料金は、本契約成立後にLINE WORKS株式会社から通知される、LINE WORKSの提供開始日が属する月から1年間ごと（以下「対象期間」といいます。）の利用料金となり、前項に定めるところに従い、一括して支払うものとします。

第16条（延滞利息）

本契約者は、利用料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年（常に365日として計算するものとします。）当たり14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日まで に支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第17条（提供中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ライセンス付与サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力によりライセンス付与サービスの全部又は一部が提供できなくなったとき。
 - (2) ライセンス付与サービスに係る機器、設備、システム等（以下総称して「機器等」といいます。）の保守又は工事が必要があるとき。
 - (3) ライセンス付与サービスに係る機器等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) 当社の電気通信サービスの停止等によりライセンス付与サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (5) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために必要があるとき。
 - (6) LINE WORKSの提供が停止、中断、中止されたとき。
 - (7) 当社が、運用上又は技術上、ライセンス付与サービスの全部又は一部の提供を中断することが適当と判断したとき。

2. 当社は、前項の定めによりライセンス付与サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で本契約者に周知し、又は通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、第1項の定めに基づきライセンス付与サービスの全部又は一部の提供を中断したことにより、本契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。また、本契約者は、当該中断を受けた場合中も、利用料金の支払義務は免れないものとします。

第18条（提供停止）

1. 当社は、本契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、ライセンス付与サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

（1） 第8条第2項第1号から第5号までに掲げるいずれかの事由に該当するとき。

（2） 第10条第2項その他本規約に違反したとき。

（3） 支払期限を経過しても利用料金その他の債務の支払の事実を当社が確認できないとき（当社が当該利用料金その他の債務に係る当社の債権を第三者に譲渡した場合であって、当該第三者へのお支払がないときを含みます。）。

（4） 当社に虚偽の届出又は通知をしたとき。

（5） 他の本契約者、当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える、又はそのおそれがある行為を行ったとき。

（6） ライセンス付与サービスの運営を妨げる行為を行ったことが判明した場合

（7） その他犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、違法な行為、公序良俗に反する行為又はそれらのおそれがある行為を行ったことが判明した場合

2. 当社は、本契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて前項各号に掲げる事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が本契約者に対して損害の賠償を請求すること、及び第13条に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。

3. 当社は、第1項の定めに基づきライセンス付与サービスの全部又は一部の提供を停止したことにより本契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。また、本契約者は、当該措置を受けた場合も、利用料金の支払義務は免れないものとします。

第19条（非保証）

当社は、ライセンス付与サービスについて、特定目的適合性、完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性、瑕疵の不存在、第三者の権利又は利益の非侵害性その他について何ら保証するものではなく、これらに関連して本契約者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。

第20条（責任の制限等）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本契約者がサービス利用契約に定める条件に基づき LINE WORKS の提供を受けることができなかったときは、その LINE WORKS が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、その提供されるべき LINE WORKS が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 第1項の場合以外の場合において、当社が本契約に基づき本契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は通常生ずべき直接の損害（逸失利益等を除きます。）に限られものとし、かつ、本契約者が適用を受ける1か月分の基本料金（ただし、基本料金が年額で定められるものについては、その金額を12で除して得た額とします。）に相当する金額を上限とします。

第21条（廃止）

当社は、90 日前の通知を行うことにより、ライセンス付与サービスの全部又は一部を廃止することができます。なお、ライセンス付与サービスの全部が廃止

された場合は、当該時点をもって本契約は自動的に終了するものとします。当社は、前項に基づきライセンス付与サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

第 22 条（秘密保持）

本契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本契約に関連して当社から口頭又は書面その他手段を問わず開示され、又は知得したアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどの当社の技術上、営業上又は業務上の一切の情報をライセンス付与サービスの利用以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏えいしてはならないものとします。

第 23 条（契約者情報の取扱い）

本契約者は、本契約者の情報（個人情報に該当する情報を含みます。以下「契約者情報」といいます。）を、次の目的で当社が利用することに同意するものとします。

（1）本契約の締結、変更、管理等、本契約者との間の連絡、本人確認、ライセンス付与サービスに係る障害対応、利用料金の計算、請求、収納等その他本契約の履行の目的

（2） その他当社が別途定める「プライバシーポリシー」に掲げる利用目的

2. 本契約者は、前項に定める目的のために当社が契約者情報（契約申込書その他本契約に関連する書類を含みますが、これらに限られません。）をLINE WORKS株式会社（LINE WORKS株式会社の業務委託先、代理店等を含みます。以下本項において同じとします。）に開示すること、及びLINE WORKS株式会社から本契約者の情報（LINE WORKS株式会社が発行するログインID及びパスワードは除きます。）を取得、受領することに同意するものとします。

第 24 条（第三者との紛争等）

本契約者によるLINE WORKSの利用に関して、LINE WORKS株式会社その他の第三者との間で何らかの紛争等が生じた場合は、本契約者が自らの費用と責任で当該請求、紛争等を解決するものとし、当社に何らの損害等も及ぼさないものとします。

第 25 条（料金計算）

当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、本規約に別段の定めがない限り、その端数を切り捨てます。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

（1）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

（2）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（4）自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（5）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（6）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

第 27 条（残存効）

本契約が終了した後も、第 6 条、第 14 条、第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条第 3 項、第 18 条第 3 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 22 条から第 25 条まで、第 28 条及び第 29 条の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 28 条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 29 条（合意管轄）

本契約に関して、本契約者と当社との間で訴訟の必要性が生じた場合は、当社本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。